議案第５６号

上越市うみてらす名立条例の一部改正について

上越市うみてらす名立条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市うみてらす名立条例の一部を改正する条例

上越市うみてらす名立条例（平成１６年上越市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

別表第１⑴の表中備考以外の部分を次のように改める。

施設	区分	単位	上限額
大浴場及び屋内プール	中学生以上	１人	１，８６０円
	小学生以下		１，０３０円
大浴場	中学生以上		８００円
	小学生以下		３００円
屋内プール	中学生以上		１，２６０円
	小学生以下		８４０円
屋外プール			５３０円
個室	１時間につき	１室	２，１００円

別表第１⑴の表備考２中「未就学児のうち３歳未満の者」を「３歳未満の乳幼児」に改める。

別表第１⑵の表上限額の欄を次のように改める。

上限額
１２，０５０円
１０，４８０円
７，３４０円
１１，５３０円
９，９６０円
６，８１０円
２７，７７０円
２６，２００円
２３，０５０円

４２，９６０円
４１，３９０円
３８，２４０円
２，１００円
３１，４３０円
１５，７２０円

別表第１⑵の表備考２中「者」を「乳幼児」に改める。

別表第２上限額の欄を次のように改める。

上限額
５２，３９０円
３１，４３０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。